

住宅情報

木造戸建住宅の耐震診断・改修の助成制度

耐震改修を推進するため、耐震診断と耐震改修費用の一部を助成します。

●市職員の無料耐震診断

一般診断法を用いて図面のみで診断します。

※正式な診断を行い、証明するものではありません

- 対象**
- ・戸建て住宅
 - ・自己の居住の用に供するもの
 - ・S56/5/31以前に建築または着工され、原則としてS56/6/1以降に増築していないもの
 - ・在来軸組工法のもの
 - ・地上階数が2以下のもので地階を有しないもの

申込方法 耐震診断申請書に必要書類を添付し提出

●耐震診断費補助金

木造住宅の耐震診断を行う市民に対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 診断費用の3分の2以内(上限8万9千円)
- 対象** 在来軸組工法のもの、地上階数が2以下のもので地階を有しないものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(木) ※予算額に達し次第終了

●耐震改修費等補助金

木造住宅の耐震改修などを行う市民に対し、費用の一部を助成します。

補助額 耐震改修費などにかかった費用の23%以内(上限50万円)

対象 耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(木) ※予算額に達し次第終了

石狩市耐震改修促進計画

S56/5/31以前に建築または着工された住宅および多数の方が利用する建築物の耐震化率の目標値を95%としており、本年度計画の改定を予定しています。



空家などの適正管理を

空家などが原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者が責任を問われることがありますので、適切な管理をお願いします。

●危険空家除却費補助金

市が危険な空家と確認した物件を、特定空家として勧告を受ける前に自発的に除却する所有者などに対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 除却費用の2分の1以内(上限50万円)
- 対象** 市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき、特定空家等に相当する状態である危険な空家と確認した建物
- 対象者** 建物の所有者や相続人など
- 申込方法** 工事請負契約締結前に建築物調査申請書に必要書類を添付し提出
- 申込期限** 10/29(金) ※予算額に達し次第終了

土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転に係る助成制度

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に居住する所有者に対して、除却費用と移転費用の一部を補助します。

●土砂災害等危険住宅移転事業補助金

- 補助額** ・除却費用(上限97万5千円)
・移転先の建設または購入費にかかる借入金の利子相当額(上限415万円)
- 対象** 土砂災害特別警戒区域内にある建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない既存不適格住宅
- 対象者** 土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から居住する既存不適格住宅の個人所有者
- 申込期限** 9/30(木) ※予算額に達し次第終了

税金情報

令和3年度 市税等納付通知書の 発送予定と納期限

市税等の納付は 納期限までに!

やむを得ない事情で納付できない場合は、分割納付などの相談をお受けしていますので、早めにご連絡ください。

延滞金の加算も…

納期限を過ぎて納付される場合は延滞金を合わせて納付していただくことになります。

財産の差し押さえも…

督促状の発送や電話などによる催告を行っても納付されない場合は、財産(預金・給与・生命保険・売掛金・不動産など)の調査を行い、差し押さえを行うことになります。

	納付通知書 発送予定	期別と納期限			
		1期	2期	3期	4期
市・道民税	6月上旬	6/30	8/31	11/1	12/28
固定資産税 都市計画税	5月中旬	5/31	8/2	9/30	11/30
軽自動車税(種別割)	5月上旬	5/31	※納税証明書の有効期限はR4/5/30です		
水道料金・下水道使用料	毎月下旬	12カ月(4月～3月)		納期限は翌月10日	
国民健康保険税	6月中旬	1～10期(6月～3月)		納期限は月末	※7期の納期限は12/28
介護保険料	6月中旬	1～10期(6月～3月)			※6期の納期限は12/28
後期高齢者医療保険料	7月中旬	1～9期(7月～3月)		納期限は月末	※12月分の納期限は12/28
市営住宅使用料	4月発送済み	12カ月(4月～3月)			※12月分の納期限は12/28

※年金特別徴収の対象となる市税などは、年金から天引きされます

市税等の納付は安心・便利な口座振替で!

一度手続きをすると、納期(月)ごとの最終日に登録口座から自動で引き落とされますので、納め忘れがありません。翌年度以降も継続して引き落としされます。

●手続きは簡単です

通帳・届出印・納付通知書をお持ちの上、預金口座のある金融機関の窓口でお申し込みください。

●申込書

5月以降に送付する納付通知書に同封します(軽自動車税(種別割)、水道料金・下水道使用料除く)。

また、市内の各金融機関にもあります。

取り扱い金融機関

北海道信用金庫／北海道銀行／北陸銀行／北洋銀行／北門信用金庫／北央信用組合／北海道労働金庫／石狩市農業協同組合／北石狩農業協同組合／石狩湾漁業協同組合／ゆうちょ銀行

市税等の納付が困難な場合の相談窓口

次の理由により納付が困難な場合、納期限の到来前のものについて、減免または猶予を受けられる場合がありますので、お早めに担当課へご相談ください。

●本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

●本人の失業や事業の廃止または休業をした場合

●本人が営む事業について、利益の減少などにより著しい損失を受けた場合^{など}

市税・国民健康保険税	納税課	市役所1階	☎72・3118
後期高齢者医療保険料			
水道料金・下水道使用料	水道営業課	市役所2階	☎72・3133
介護保険料	高齢者支援課	りんくる1階	☎72・6121
市営住宅使用料	建築住宅課	市役所2階	☎72・3144
学校給食費	学校給食センター	花川北7・1	☎62・8015